

防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第11条の3第4項及び第5項並びに第12条第7項の規定に基づき、特別警備隊員の範囲等に関する訓令を次のように定める。

平成13年3月27日

防衛庁長官 齊藤 斗志二

改正 平成16年 3月29日海上自衛隊訓令第21号  
同 16年10月28日防衛庁訓令第77号  
同 18年 3月31日同 第63号  
同 18年 7月28日同 第83号  
同 19年 1月 5日同 第1号  
同 20年 3月31日防衛省訓令第27号  
同 22年 4月 1日防衛省訓令第15号  
同 22年11月30日防衛省訓令第43号  
同 23年 4月 1日防衛省訓令第16号  
同 26年 5月30日防衛省訓令第35号

#### 特別警備隊員の範囲等に関する訓令

（特別警備隊員の範囲）

**第1条** 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「令」という。）第11条の3第4項第1号に掲げる特別警備隊員として防衛大臣が定める海上自衛官は、同号に規定する訓練課程として防衛大臣が指定する課程を修了し、かつ、海上自衛隊の特別警備隊に所属する海上自衛官のうち防衛大臣が指定する者とする。

2 令第11条の3第4項第2号に掲げる特別警備隊員として防衛大臣が定める海上自衛官は、前項の防衛大臣が指定する課程において同号に規定する技能を修得中の海上自衛官とする。

（平16庁訓21・平19庁訓1・一部改正）

（防衛大臣が定める割合）

**第2条** 令第12条第4項の防衛大臣が定める割合は、次の各号に掲げる階級の区分に応じて当該各号に定める割合とする。

- (1) 海将補（二） 100分の84.5
- (2) 1等海佐（一） 100分の84.9
- (3) 1等海佐（二） 100分の85.9
- (4) 1等海佐（三） 100分の86.4
- (5) 2等海佐 100分の91.6
- (6) 3等海佐 100分の94.2

（平18庁訓63・追加・平19庁訓1・一部改正）

（特別警備隊員の範囲に係る俸給月額及び特定の場合の特別警備隊員手当の計算の基準額）

**第3条** 令第11条の3第6項第1号の防衛大臣の定める額は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号。以下「法」という。）別表第2の陸将、海将及び空将の欄に掲げる4号俸による俸給月額とする。

2 令第12条第8項の防衛大臣の定める額は、法別表第2の陸将、海将及び空将の欄に掲げる2号俸（法第6条第2項の規定の適用を受ける自衛官にあっては、4号俸）による俸給月額とする。

（平16庁訓21・平16庁訓77・一部改正、平18庁訓63・旧第2条繰下・平18庁訓83・平19庁訓1・平20省訓27・平26省訓35・一部改正）

**附 則**

この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

**附 則**（平成16年3月29日庁訓第21号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。

**附 則**（平成16年10月28日庁訓第77号）

この訓令は、平成16年10月28日から施行する。

**附 則**（平成18年3月31日庁訓第63号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

**附 則**（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

**附 則**（平成20年3月31日省訓第27号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

2～6 略

**附 則**（平成22年4月1日省訓第15号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年11月30日省訓第43号）

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

**附 則**（平成23年4月1日省訓第16号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年5月30日省訓第35号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成26年5月30日）から施行する。

2・3 （略）